

文部科学大臣
柴山 昌彦 殿

提 言 書

WHO総会における「ゲーム障害」の疾病認定を受けて

2019年5月25日、WHO総会で「ゲーム障害」が他の依存症と並んで、精神障害の一部として疾病認定することが承認されました。「ゲーム障害」は、他の依存症同様、治療が必要な疾病となりました。

これまで、我が国では「ゲーム障害」を含むネット依存に関して具体的な対策を講じてきませんでした。そのため、中高生のネットの病的使用は2012年調査では約52万人であったものが、2017年調査では約93万人と1.8倍に急増し、過剰使用に至っては約160万人と報告されています。こうした状況の中で、2019年2月、文部科学大臣は「小中学校への携帯電話・スマホの持込原則禁止を見直す」と発言されました。子どもの健康・発達と安全を考えると、この見直しは決して緩和であってはなりません。

私たちNPO法人子どもとメディアは、過去20年間、子どもとメディアとのより良い関係づくりについて、調査研究・啓発・教材開発・対策の提案と実施、人材養成に努めてきました。

私たちは、このWHOの疾病認定を機に、我が国でも「ゲーム障害」を含むネット依存対策に早急に着手し、新たな疾病認定が施行される2022年1月までに予防・治療・対策のための体制を確立し、合わせて専門家の養成・相談体制の充実を図ることを強く要望し、具体的に以下の課題を提言します。

文部科学省への具体的提言

1. 早急に全国的な実態調査を実施し、児童生徒の「ゲーム障害」を含むネット依存と学力低下・不登校・子どもの心身の発達との関連性を把握すること
2. 携帯電話・スマホの持ち込み禁止の見直しにあたっては、学校現場の実態が反映されるように配慮し、子どもの心身の発達の専門家等を含んで委員会を組織し、検討をおこなうこと
3. 学校教育において「ゲーム障害」を含むネット依存の予防教育を徹底すること
4. 学校における「ゲーム障害」に関する専門的な相談体制を早急に構築すること
5. これらを支える人材育成のための専門教育体制を早急に構築すること

2019年6月1日

NPO法人子どもとメディア 代表理事 清川 輝基
佐藤 和夫
山田 真理子